

4 地域産業振興関係

ア 地域活性化

| 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|---|-------|--|--------|------|------|---|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| ① 食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用 | 厚生労働省 | a 施設基準については、当該「しんしゃく」の運用について可能である旨、各地方公共団体に再度周知する。 | 措置 | | | ◎ |
| | | b 複数の地域をまたがる事業展開のコスト負担を軽減するための必要な仕組みを構築することができるよう、各地方公共団体に対して、技術的助言を行う。 | 措置 | | | ◎ |
| ② 地域の特徴を活かした特定保健用食品の製造・販売に係る申請手続きの簡素化 | 厚生労働省 | 申請の際に必要な審査書類について、真に必要なものにとどめるよう必要な場合には検証することなどにより、審査の迅速化や申請に係るコスト削減に取り組む。 | 逐次実施 | | | ○ (厚生労働省) 今後とも、申請に必要な審査書類について真に必要なものにとどめるよう、必要な場合には検証を行う等により、申請手続きの簡素化に努める。 |
| ③ ボランティア有償運送の促進について | 国土交通省 | a 改正後の道路運送法(以下「改正法」という。)施行後のボランティア有償運送の実態を把握し、制度の適切な運営を図るため、関係機関と連携して改正法の施行状況のフォローアップを行う。 | 措置済 | | | ◎ |
| | | b 改正法の施行状況のフォローアップの結果等も踏まえつつ、登録等を要しない運送の態様や運営協議会における議事手続の明確化、運営協議会の運営における透明性の向上など、わかりやすさに配慮した新たなガイドブックの作成や説明会への参加などを通じて、改正法の趣旨や制度内容の周知を図る。 | 措置済 | | | ◎ |
| | | c 地方運輸局等においてボランティア有償運送を実施しようとする者や地方公共団体などからの問合せに答える相談窓口を明確化し、当該相談窓口においてボランティア有償運送をめぐる相談者からの相談に応じるとともに、必要に応じ問題の具体的解決に向けた関係者への働きかけ等を行う。 | 措置済 | | | ◎ |
| | | d ボランティア有償運送をめぐる問題を収集し、同種の問題を抱える者の参考に供するため、相談窓口に寄せられた相談事案、問題解決に至るプロセス等を相談者等のプライバシーに配慮しつつホームページ上で公表することを通じボランティア有償運送に関する情報を幅広く関係者に提供すべく必要な措置を講ずる。 | | 措置 | | ◎ (国土交通省) NPO、自治体等ボランティア有償運送関係者から運輸支局等の相談窓口へ寄せられた相談事案及びその問題解決に至るプロセス等をまとめ、ホームページ上で公表した。(平成21年3月27日) |
| ④ 地域活性化に資する屋外広告物の道路占用について | 国土交通省 | 道路空間を有効活用することを通じた民間の自主的な地域活性化への取組みを促進すべく、まちづくり団体が広告収入を街路灯や沿道の植栽の整備、オープンカフェのような地域活性化イベントなどのために使用する場合における屋外広告物の占用について、道路管理者が道路占用の許可を適切に判断できるよう、道路交通の安全を確保しつつ、必要に応じてまちづくり団体や地方公共団体等の意見、要望等を把握した上で、占用主体、占用場所、占用物件の構造などの占用許可基準を定め、周知する。 | 措置 | | | ◎ |
| ⑤ 工場立地の規制等について | 経済産業省 | a 今般の「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の立案に伴って、中央省庁横断的な連絡会を立ち上げるなど体制整備を構築したところであるが、迅速な企業立地を促進する観点から、中央のみならず各地域ブロックにおいても横断的な連絡会を立ち上げる。 | 措置済 | | | ◎ |
| | | b 地域ブロック連絡会の設置状況や地方公共団体の取組事例等について公表する。 | | | 逐次実施 | ○ (経済産業省) ・地方公共団体の先進的な取組について「企業立地に頑張る市町村事例集」を作成・公表(平成20年3月に作成、4月より自治体等に配布)。 ・都道府県による企業立地の取組について、事業者に対して企業立地満足度調査を実施し、結果を公表(20年7月) |

| 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|---|-------|--|------------|---------------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| | | c 企業立地に係る専門家の活用を進めつつ、関係省庁の連携の下、事業者の具体的なニーズに基づき不断の取組を行う。 | 逐次検討・結論・実施 | | | ○(経済産業省) ・企業立地促進法に基づき、企業OBや企業誘致経験者などの専門家を配置した窓口による企業立地支援センターを平成19年度より設置し20年度も運営。事業者や自治体等からの相談対応や情報収集を実施。 ・関係省庁や自治体と連携。(例として、国交省や自治体をメンバーに入れた企業立地に関するワーキンググループを20年12月～21年3月に実施。その他、企業立地促進法に基づく基本計画の協議等により実務的な意見交換を逐次実施) |
| ⑥ 工場立地法における生産施設面積率の見直し | 経済産業省 | 工場立地法における生産施設面積率の見直しを行い、40%が上限となっている生産施設面積率の引き上げを措置する。 | 検討・結論 | 平成20年度前半までに措置 | | ◎(経済産業省) 産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の報告書(平成20年1月)に基づき、工場立地法第4条に基づく「工場立地に関する準則」(告示)の別表第一を5月26日付一部改正、施行し、生産施設面積率の上限を最大65%まで引き上げた。 |
| ⑦ 工場立地法における緑地面積率基準に係る運用の見直し | 経済産業省 | a 工場の敷地外に緑地が確保できる場合には、緑地面積率基準を満たしているとみなすことができることとする。 | 検討・結論 | 平成20年度前半までに措置 | | ◎(経済産業省) 産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の報告書(平成20年1月)に基づき、工場立地法運用例規集(技術的助言)2-2-3の②に規定、平成20年6月11日付で自治体へ発出。 具体的には、既に設置されている工場について、緑地面積率に関する基準(準則)を満たさないこととなる場合であっても、工場の敷地外に緑地を確保することにより実質的に準則を満たすとみなすことができる場合には、自治体の判断により勧告を行わないとすることができる旨を規定。 |
| | | b 工場敷地の周辺部に立体的に見て十分な緑の量が確保できる場合には、緑地面積率基準を満たしているとみなすことができることとする。 | 検討・結論 | 平成20年度前半までに措置 | | ◎(経済産業省) 産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の報告書(平成20年1月)に基づき、工場立地法運用例規集(技術的助言)2-2-3の③に規定、平成20年6月11日付で自治体へ発出。 具体的には、既に設置されている工場について、緑地面積率に関する準則を満たしていない場合であっても、当該工場の敷地周辺部に整備された樹木等により、当該工場を側面から見たときの視覚的な緑量が十分に確保されていれば、勧告を行わないとすることができる旨を規定。 |
| ⑧ 農地法等に基づく処理の迅速化 | 農林水産省 | 優良農地の確保に配慮しつつ、今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく工業用地のための農林水産大臣許可事案の農地転用については、基本計画への同意後改めて事前審査を課さないことにより、審査期間を短縮する等、農地法等に基づく処理の迅速化に取り組むべく必要な措置を講ずる。 【平成19年6月25日農林水産省農村振興局長通知】 | 措置済 | | | ◎ |
| ⑨ 地方公共団体におけるリースバック方式の活用促進 | 総務省 | 地方公共団体が保有する行政財産たる庁舎の用途廃止を行い普通財産に転換した上で第三者に売却し、当該第三者との間で地方公共団体が改めて賃貸借契約を締結して、賃借人たる地位において庁舎等の使用を継続するという形態で、リースバック方式を活用することは可能である旨を助言する。 | 措置 | | | ◎(総務省) 「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日規制改革会議)を以て、左記措置内容に記載のとおりリースバック方式を活用することは可能である旨は要請者へ周知済である。 |

| 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|---|-------------|---|--------|------|------|---|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| ⑩ 保育所の財産処分手続きに関するマニュアルの策定等 | 厚生労働省 | 地方公共団体の事務の効率化を図る観点から、保育所の財産処分手続きに関するマニュアル等を策定した上で、地方公共団体への配布等を行い、保育所の財産処分手続きを周知する。 | 措置 | | | ◎ (厚生労働省) 保育所の財産処分手続きに関するマニュアル等については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日雇児発第0417001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)をもって、都道府県等に対し、周知を行ったところ。 |
| ⑪ 農林水産省の補助を受けて整備された施設の財産処分における特例措置の | 農林水産省 | a 農林水産省の補助を受けて整備された施設の財産処分について、国庫補助金返還の特例措置の適用対象となる補助事業の拡大について、地方公共団体の要望調査を実施する。 | 措置 | | | ◎ (農林水産省) 平成20年2月15日付けで、都道府県農林水産関係担当部長あてに要望調査を実施。 |
| | | b 地方公共団体の要望調査の結果を踏まえ、適用対象となる補助事業の拡大及び農林水産業以外の施設として無償譲渡する際の国庫補助金の返還の取扱いに関し、必要な運用の改善について検討する。 | | | 検討 | |
| ⑫ 国庫補助金を受けて整備された一般廃棄物焼却施設の財産処分における運用の改善等 | 環境省 | a 市町村合併に伴い、耐用年数に達する前に施設を廃止した場合における国庫補助金相当額に係る返還額の算定については、その使用年数が加重平均耐用年数を超えない施設についても、加重平均耐用年数を超えた施設と同様の取扱い(以下「市町村合併に伴う特例」という)ができるようにする。 | 措置 | | | ◎ (環境省) 市町村合併に伴う施設の財産処分については、加重平均耐用年数を経過した施設と同様に取り扱うこととし、事務連絡(平成20年3月28日)により周知したところであるが、さらに承認基準の弾力化や事務手続きの簡素化を図るため、環企発第080515006号(環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について(平成20年5月15日廃棄物・リサイクル対策部長通知))により、市町村合併に伴う財産処分の取扱いを含む、財産処分の承認基準を見直した。 |
| | | b 地方公共団体における事務負担の軽減を図る観点から、市町村合併に伴う特例の措置状況を含めた、現行制度の運用についてマニュアル等を策定する。 | 措置 | | | |
| ⑬ 構造改革特別区域法における酒税の特例 | 内閣官房 財務省 | a 構造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げる。 【第169回国会に係る法案提出】 | 法案提出 | | | ◎ (内閣官房) 構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成20年法律第35号)が平成20年5月21日に施行されたことにより、構造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6kl)を果実酒については2klに、リキュールについては1klに引き下げることとした。 第17回認定申請(平成20年6月9日)より当該措置に係る構造改革特別区域計画を受付。 |
| | | b 構造改革特別区域内において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。 【第169回国会に係る法案提出】 | 法案提出 | | | |
| ⑭ みなし製造の規定の適用除外 | 財務省 | 酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場において飲用に供するため、その営業場において課税済みの蒸留酒類と他の物品(酒類を除く。)との混和をする場合には、一定の要件の下、みなし製造の規定を適用しない。 【第169回国会に係る法案提出】 | 法案提出 | | | ◎ (財務省) 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)平成20年4月30日施行 |

| 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|---|-------|---|--------|------|------|---|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| ⑮ NPO等の非営利団体が新エネルギーを導入する場合に利用できる債務保証制度の運用について | 経済産業省 | 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」第8条に規定する主務大臣の認定を受けた「利用計画」に従って新エネルギー導入事業を行う場合には、債務保証制度が利用できることを明確化し、周知する。 | 措置済 | | | ◎ |
| ⑯ PFI事業における要求水準書の明確化・定量化 | 内閣府 | 「PFI推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて－」(平成19年11月15日)を踏まえ、要求水準の具体的な作成のあり方を示す指針を作成するとともに、対話方式の具体的な手順について「PFI事業実施プロセスのガイドライン」に盛り込む。 | | 措置 | | ◎ (内閣府) 「PFI推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて－」(平成19年11月15日)を受けて、PFI推進委員会において要求水準書について議論を重ね、第18回PFI推進委員会において「PFI事業契約との関連における業務要求水準の基本的考え方」をとりまとめた。この中に対話方式の具体的な手順についても盛り込んだところである。 |
| ⑰ PFI事業における発注者・事業者のリスク分担の適正化 | 内閣府 | 「PFI推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて－」(平成19年11月15日)を踏まえ、リスクマネジメント等を行う際に実務的におさえるべき点について具体的な指針を示すとともに、実際に実施された事業において顕在化したリスク事例をまとめたデータベースを作成する。 | | 措置 | | ○ (内閣府) 「PFI推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて－」(平成19年11月15日)を受けて、内閣府PFI推進室でリスクに関する調査を実施し、現在「PFIに関するリスクマネジメントに関する調査報告書」のとりまとめを行っているところである。顕在化したリスク事例のデータベースについては、ホームページに公表中である(平成21年5月28日、第27回PFI総合部会)。 |
| ⑱ PFI事業者選定手続きにおける透明性の確保・向上 | 内閣府 | 「PFI推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて－」(平成19年11月15日)を踏まえ、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」の趣旨を周知徹底するとともに、非選定事業者に対し管理者等が落選理由について、対面かつ口頭で行う説明の具体的なあり方等について検討し、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に位置付け、公表すること等により、事業者選定手続きの透明性のさらなる確保をはかる。 | | 措置 | | ◎ (内閣府) 「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」の趣旨については「PFIの現状と課題についてのセミナー」や「PFIアニュアルレポート」その他ホームページ等で周知徹底をはかったところである。また落選理由については「PFI事業における総合評価等入札手続の実態の把握及び今後の在り方に関する調査」において対面かつ口頭での説明を行うことの重要性についてとりまとめたところであり、調査結果をさらなる周知徹底のためホームページに公表中である。 |
| ⑲ PFI事業における落札後の契約見直しに関する対応の柔軟化 | 内閣府 | 「PFI推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて－」(平成19年11月15日)を踏まえ、落札後の契約変更のあり方を整理し、明らかにするとともに、当初定めた要求水準書の内容の変更に対応するメカニズムについて「標準契約書モデル及びその解説」に位置づける。 | | 措置 | | ◎ (内閣府) 「PFI推進委員会報告－真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて－」(平成19年11月15日)を受けて、PFI推進委員会において契約変更のあり方も含めた契約に関する基本的考え方について議論を重ね、第18回PFI推進委員会において「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」をとりまとめた。 |

イ 国の過剰関与の問題

| 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|---|-------|--|--------|------|------|-------------|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| ① 公営住宅家賃の決定について | 国土交通省 | 公営住宅の家賃の算定方法に関し、地方公共団体の家賃決定、特に応益部分(家賃算定基礎額以外の部分)についての地方公共団体の裁量の範囲を拡大する方策を検討する。 【平成19年12月27日国土交通省住宅局長通知】 | 措置済 | | | ◎ |
| ② 防除作業における国の関与について | 農林水産省 | 都道府県の事務を一層効率的に進めるために、同意を要する理由及び基準について都道府県に周知徹底するとともに、事前の連絡・調整を綿密に行い、実質的な期間の短縮など事務処理の効率化に向けた取組を行う。 | | 措置 | | ◎ |

| 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|---|-------|---|--------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| ③ 農業近代化のための資金融資について | 農林水産省 | 「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)の冒頭にもある「都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るため」という趣旨の下、適正な表現に改め、周知徹底を図る。 | 措置済 | | | ◎ |
| ④ 商工会議所の定款変更について | 経済産業省 | 商工会議所の定款変更については、変更する項目によって国と都道府県に認可権限が分かれているが、道州制特区法を踏まえつつ、商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、平成19年度中を目途に調査をし、必要に応じ所要の見直しをする。 | 一部措置済 | 措置 | | ○ (経済産業省) 商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、すでに調査を実施しており、現在、所要の見直しについて検討を行っているところ。 |

ウ 地方ごとに異なる規制等の問題

| 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | | 講ぜられた措置の概要等 |
|---|-------|---|--------|------|------|---|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| ① 地方公金納入書の規格・様式について | 総務省 | 納入書の規格・様式については、総務省において、民間からの要望を踏まえ、地方団体宛てに様式例を提示すること等を通じて、各団体がシステムの更新や改修の機会に様式統一化へ向けた変更を行うこと等について留意させる等の取組を引き続き進めることなどにより、その早期統一の実現へ向けた努力を継続する。 | 逐次実施 | | | ○ (総務省) 総務省としては、地方税の収納に関して、平成18年4月1日付け「地方税の収納に係るシステムを改修する際の留意点について」により、システムの更新や改修の機会をとらえてマルチペイメントネットワーク(以下MPNという。)を活用した収納サービスを導入することやMPN標準帳票に準拠した様式への変更を行うこと等について十分に検討するよう地方団体へ通知したところ。 さらに、平成19年3月27日付け「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」においても同趣旨の検討要請を行っている。 なお、平成20年7月時点において、MPN標準帳票を導入している団体は15都道府県、59市区町となっている。 |
| ② 原動機付自転車に係る軽自動車税の納付におけるマルチペイメントネットワークの活用 | 総務省 | 自動車保有関係手続きのワンストップサービスシステムにおいて決済基盤として利用されているマルチペイメントネットワークについては、市区町村が接続することにより公金の納付に活用することが可能であることに着目し、原動機付自転車の所有者等の利便性を図る観点から、毎年度賦課徴収される軽自動車税(1,000円～2,500円)について、電子的に納付することが可能となるよう、市区町村におけるマルチペイメントネットワークの活用を推進する。 | 逐次実施 | | | ○ (総務省) 総務省としては、平成19年3月27日付け「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」により、自動車保有関係手続きのワンストップサービスに関しては、マルチペイメントネットワーク(以下MPNという。)を通じた自動車税等の納付が必須条件になっていることや金融機関によるモバイルバンキングサービスが広く普及していることなどを踏まえ、MPNの積極的な導入を検討するよう地方団体へ通知したところ。 なお、平成20年7月時点において、軽自動車税をMPNにより納付が可能となっている市区町村は、11市となっている。 |
| ③ 公共工事指名願いに関する諸手続き等の統一について | 総務省 | 現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の作業負担低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずる。 | 逐次実施 | | | ○ (総務省) 企業からの具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえ、技術的助言等を含めた必要な措置について検討していきたい。 |
| ④ 医療装置搭載車に関する医療法上の許可について | 厚生労働省 | 各都道府県等の自治事務であることに配慮をしつつも、医療装置搭載車の活用が地域において進められているという実態を踏まえ、医療法上の許可のあり方について検討する。 | 検討・結論 | | | ◎ |
| ⑤ 飲食店営業許可申請書の様式統一と事務処理の標準化 | 厚生労働省 | 地方公共団体の自治事務であることに配慮をしつつも、営業許可申請書については、過去の通知等を踏まえた地方公共団体における許可受付事務の実情を把握した上で、改めて手続きの利便性を向上させる観点から、標準的な様式の周知徹底を図るとともに、Eメール及び郵送での対応を促すべく、必要な措置を講ずる。 | 措置 | | | ◎ |

| 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|---|------|--|--------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| ⑥ 指定業者登録様式の統一化 | 総務省 | 現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の作業負担低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずる。 | 逐次実施 | | | ○(総務省) 企業からの具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえ、技術的助言等を含めた必要な措置について検討していきたい。 |

エ その他

| 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|---|------------|---|--------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| ① 地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策 | 各府省 総務省 | 国においては地方分権の精神を十分尊重しつつ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組むよう要請するとともに、国においても、地方公共団体における国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行うほか、以下に掲げる点について取り組む。 なお、公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。 | 逐次実施 | | | ○(総務省) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日総務事務次官通知)にて、民間委託等の推進及び指定管理者制度の活用などについて、要請。 また、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日総務事務次官通知)において、「公共サービス改革」として「公共サービスの見直し」及び「市場化テストの積極的な活用」を要請。 都道府県及び政令指定都市における民間委託、指定管理者、市場化テストの取組状況について、総務省において、取りまとめ、平成20年10月31日に公表。 地方公共団体における民間委託や指定管理者制度をはじめとする代表的な行政改革の取組事例を取りまとめた「行政改革事例集」を作成し、平成20年度末までに地方公共団体に周知。 |
| | 内閣府 | a 規制改革会議においても、今後とも構造改革特別区域推進本部との一層の連携を図りながら地方における実態の把握を行った上で、問題点や課題を明らかにしていく。 | 逐次実施 | | | ○(規制改革会議) 規制改革会議では、構造改革特別区域推進本部と連携して地方公共団体等から全国で実施すべき規制改革に関する提案・要望を集中的に受け付ける等、地方における実態の把握を行っている。 また、地域振興タスクフォース等の場において、地方公共団体等からの要望について、調査・審議を行っているところであり、平成20年12月22日には「規制改革推進のための第3次答申」を総理に提出した。 |
| | 内閣府 | b 規制改革会議は、全国的な規制改革を一層推進するという観点から必要と考えられる場合には、関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形で技術的助言等を、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ行うよう求める。 | 逐次実施 | | | ○(規制改革会議) 地域再生本部等関連する本部と連携をとって、全国的な規制改革を一層推進する観点から関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形で技術的助言等を行うよう求めているところであり、平成20年12月22日には「規制改革推進のための第3次答申」を総理に提出した。 |
| | 内閣府 | c 全国展開を図る事業者にとって、各種申請書類等の様式や仕様等が各地方公共団体において異なることは重い負担となる場合があるため、その統一化を望む声も多い。 したがって、上記のような要望が「規制改革集中受付月間」等を通じて寄せられ、かつ、それに国として対応することが地方分権推進の趣旨に反しない場合には、規制改革会議は、関係府省に対し、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、当該申請書類等の標準様式・仕様を作成し、地方公共団体へ提示を行うことを求める。 | 逐次実施 | | | ○(規制改革会議) 「規制改革集中受付月間」において各種申請書類等の様式や仕様等の統一化を求める要望が提出されており、関係府省と統一化について審査調査を行っているところ。 |

| 規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)における決定内容 | | | | | | |
|--|--------------|--|--------------------|------|------|--|
| 事項名 | 関係府省 | 措置内容 | 実施予定時期 | | | 講ぜられた措置の概要等 |
| | | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | |
| | 公正取引委員会 | d 公正取引委員会により「競争政策の観点からみた地方公共団体による規制・入札等について」(平成11年6月)、「公共調達における競争性の徹底を目指して(公共調達と競争政策に関する研究会報告書)」(平成15年11月)が取りまとめられており、実態把握等に有益なものとなっているが、引き続き公正取引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行う。 【地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書(平成16年9月8日)】 【公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書(平成17年10月14日)】 | 逐次実施 | | | ○ (公正取引委員会) 公正取引委員会は、発注機関における入札・契約制度改革の動向、発注機関の職員のコンプライアンスの向上策について把握することを目的として、アンケート調査を実施し、「公共調達における入札・契約制度の実態等に関する調査報告書」を取りまとめ、公表した(平成18年10月31日)。 また、公正取引委員会は、各発注機関においてコンプライアンスの向上・入札制度改革が進められている状況を踏まえ、各発注機関における取組状況について情報交換を行うとともに、取組の中で直面した問題点・課題等について、有識者を交えて検討を行うことにより、実効的な取組をさらに推進することを目的として、「公共調達における改革の取組・推進に関する検討会」を平成19年11月以降、合計3回開催し、「公共調達に関する改革の取組・推進に関する検討会報告書」を取りまとめ、公表した(平成20年5月9日)。 |
| ② 過疎地域・辺地地域内における移動通信用鉄塔施設整備事業を地方単独事業として実施する要件の緩和 | 総務省 | 総務省において、地方公共団体からのニーズや国庫補助事業等の施策との調整を含め、事業者負担要件の緩和に向けた検討を行う。 【「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成19年4月20日付総行第38号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)】 | 措置済 | | | ◎ |
| ③ 既設のバス停の上屋に対する広告物の添加許可 | 国土交通省 | 既設のバス停の上屋でバス利用者向けのロケーションシステムのような高度なサービスを提供する場合について、当該上屋へ広告物を添加し、その広告料収入を上屋の維持管理に必要な費用に充当させるとの取扱いについて検討し結論を得る。 【「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平成19年8月13日付国道利第7号国土交通省道路局長通知)】 | 措置済 | | | ◎ |
| ④ 障害者支援施設等との役務提供にかかる随意契約の可能化 | 総務省 厚生労働省 | 平成19年度中を目途に、普通地方公共団体の契約について、新たに障害者支援施設等からの役務提供を随意契約事由とする地方自治法施行令の一部改正を行う。 【地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第25号)及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成20年総務省令第12号)】 | 措置済 (平成20年3月施行) | | | ◎ |